

倉吉市地域包括ケア推進計画

(第9期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)

くすくす



概要版

令和6～8年度(2024～2026年度)

住み慣れた地域で、豊かに健やかに暮らせる長寿社会をめざして

計画の策定について

本市の令和5(2023)年9月末現在の高齢化率は35.0%と全国平均を上回り、75歳以上の割合は19.0%と高齢化は急速に進展しています。

また、高齢単身者及び高齢者夫婦のみの世帯も年々増加しており、高齢者を地域で見守り、支える仕組みづくりは急務となっています。

本市では、令和3(2021)年3月に「倉吉市地域包括ケア推進計画(第8期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)」(以下「第8期計画」という。)を策定し、基本理念「住み慣れた地域で、心豊かに健やかに暮らせる長寿社会をめざして」を掲げ、高齢者一人ひとりが「生きがい」を大切に、たとえ支援が必要な状態になっても、尊厳を持ち、その人らしい生活を継続していける地域を目指して、地域包括ケアシステムの推進に取り組んできました。

本計画は、令和7(2025)年及び令和22(2040)年を見据え、本市における高齢者施策及び介護保険事業の取り組むべき事項を整理するとともに、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、地域共生社会の実現へ向けた計画を策定するものです。

令和22年(2040年)までの中長期的な視点に立った計画の策定



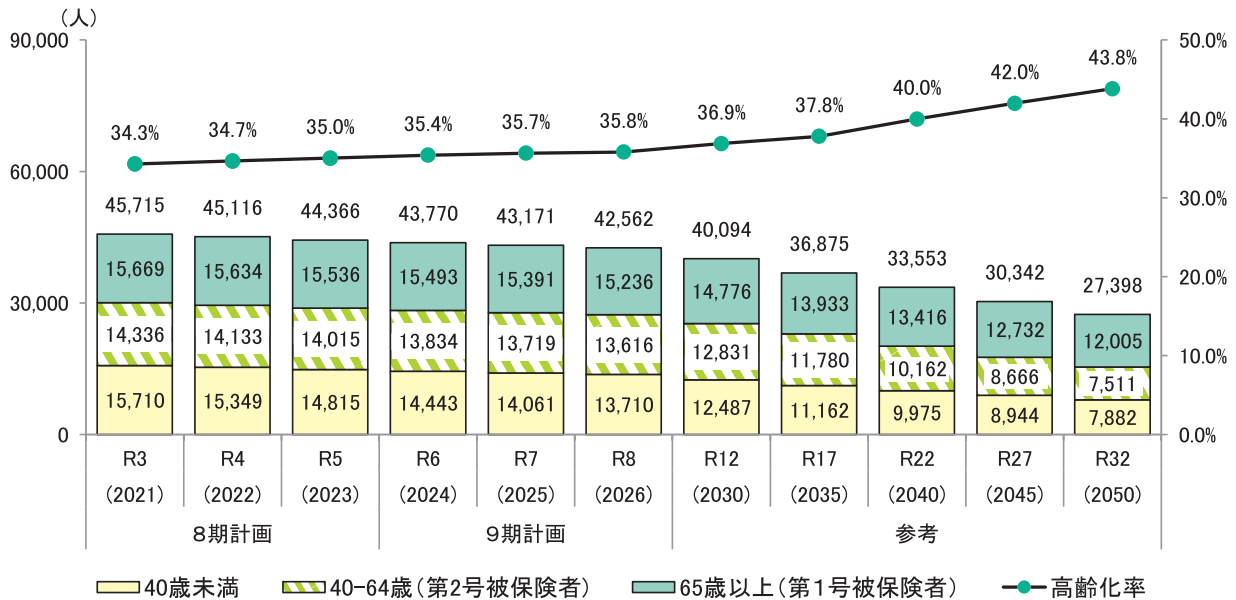
令和7年(2025年)
団塊の世代が
75歳に

令和22年(2040年)
団塊ジュニア世代が
65歳に

本市の人口及び認定者数の見込み

1 将来人口推計

本市における将来人口推計をみると、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える令和7（2025）年には高齢者人口は15,391人、高齢化率35.7%、また、「団塊のジュニア世代」が65歳を迎える令和22（2040）年には、高齢化率が40.0%になると予測されます。



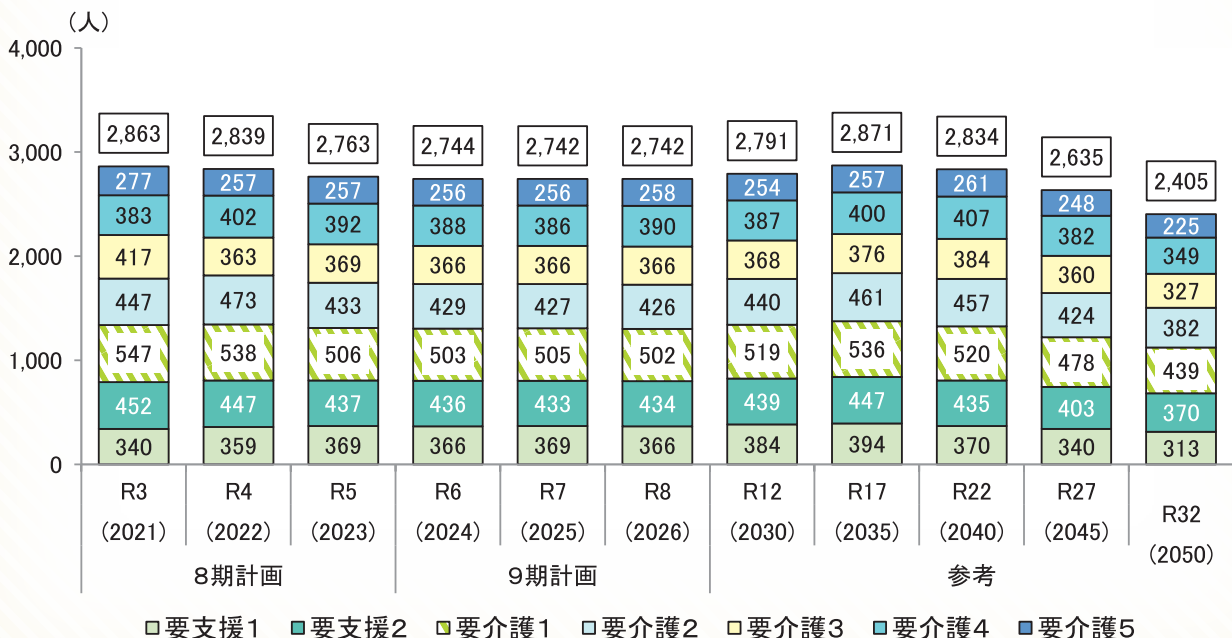
【実績値】平成30(2018)年から令和4(2022)年の各年9月末時点

【推計値】実績値を用いてコーホート変化率法で推計した結果

2 要支援・要介護認定者数の推計

本市における認定者数の推移をみると、令和5（2023）年9月現在で2,763人となっています。介護度別にみると、要介護1が最も多く、次いで、要支援2、要介護2の順となっています。

今後、令和7（2025）年、令和12（2030）年、令和17（2035）年にかけて増加し、令和22（2040）年以降、減少していく見込みとなっています。



計画の基本的な考え方

第12次倉吉市総合計画では、「誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり」を福祉・健康分野の基本目標に掲げ、その実現を目指しています。

本計画では、総合計画の基本目標を踏まえるとともに、高齢者一人ひとりが「生きがい」を大切に、たとえ支援が必要な状態になっても、尊厳を持ち、その人らしい生活を継続していける地域を目指して、次の基本理念を掲げます。

基本理念



住み慣れた地域で、豊かに健やかに
暮らせる長寿社会をめざして

基本目標1

地域で互いに支え合い、誰もが暮らしやすい地域共生のまちづくり

高齢化が進む中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域（望む場所や生活スタイルを含めて）で暮らすことができるようにするため、地域住民・ボランティア・介護事業者等と行政・社会福祉協議会等が協働し、公的な支援とあいまって、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、「我が事・丸ごと」の包括的な相談・支援体制を整備し、すべての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う地域共生のまちづくりを目指します。また、高齢者が生きがいをもって暮らしていけるよう、さまざまな活動に参加できる機会の充実を図ります。

基本目標2

いつまでも、自立した、生きがいのある生活の支援

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保持しながら生きがいをもって自立した生活を続けられるようにするために、安心できる住まいと、セルフマネジメントや多様な介護予防・生活支援、そして高齢者一人ひとりの状態に応じた医療・介護が身近な地域で一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指します。

認知症高齢者や介護が必要となる高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の意思決定支援と権利擁護支援の充実を図ります。

基本目標3

必要な介護サービス提供の確保・充実

介護が必要になったときには、安心して必要なサービスが利用できるよう、サービス量の確保と、サービスの質の確保・向上及び給付の適正化を図ります。

重点課題

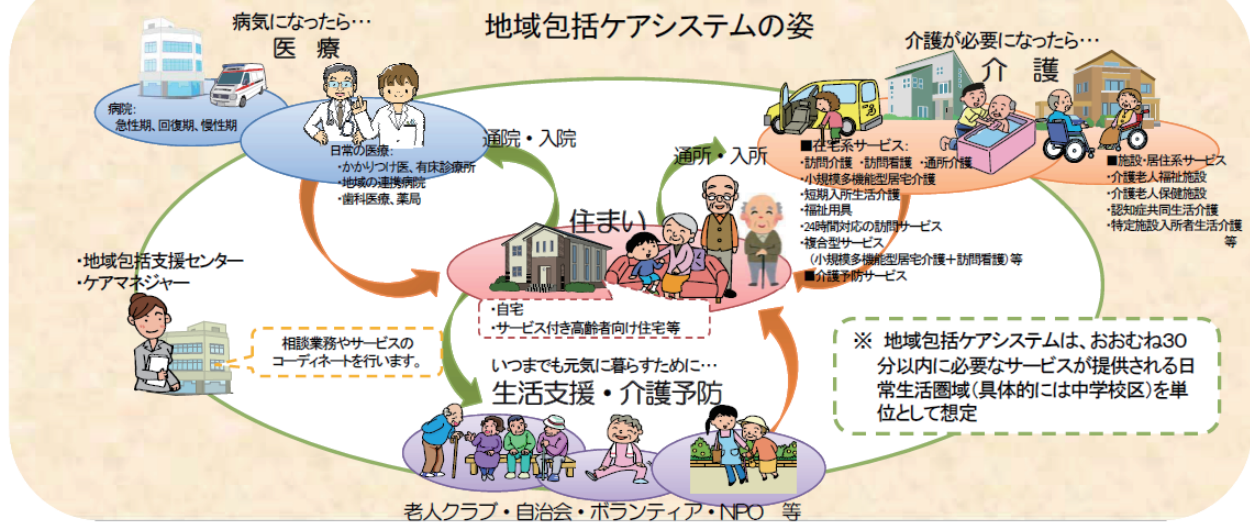
地域包括ケアシステムの更なる深化・推進

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域のしくみのことをいいます。

本市では、地域で暮らすすべての人が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う「地域共生社会」の実現に向けて、日常生活圏域ごとに、それぞれの実情や特性に応じた地域包括ケアシステムを構築するとともに、その深化・推進を図ります。

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



第9期の計画期間中に、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を迎えることになります。また、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となります。

本市では、「地域包括ケアシステムの更なる深化・推進」を、第9期計画期間の重点課題として位置づけて、各施策に取組み、次の地域包括ケアの姿を目指します。

第9期計画で目指す地域包括ケアの姿 …地域共生社会の実現…

- ❁ 高齢者が、趣味活動、地域づくり、ボランティアや就労活動など様々な社会活動に参加でき、いきいきと、生きがいをもって住み慣れた地域で暮らすことができます。
- ❁ 高齢期の生活に合わせた健康づくりや介護予防に取り組める場の充実により、高齢者自らが健康管理ができて、健やかに自分らしく暮らすことができます。
- ❁ 住民組織・ボランティア等の活動により、地域の見守りや高齢者のニーズに柔軟に対応できる生活支援・介護予防支援の提供があり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。
- ❁ 高齢者が、身近な地域で生活上の困りごと相談ができており、分野を越えた複雑化・複合化した困りごとであっても、関係機関の連携による「丸ごと」の相談体制で受け止めができています。全市的には、倉吉市あんしんネットワークの中で、あんしん相談支援センターを中心とした、住民生活全般に係る包括的な相談支援体制が確立されています。
- ❁ 高齢者の自己決定が尊重されているとともに、認知症等により判断能力が低下しても安心して生活できるよう権利擁護支援の充実が図られています。認知症に関する正しい知識と理解が社会に普及し、認知症であっても、希望をもって、自分らしく暮らすことができます。
- ❁ 高齢者が尊厳をもって生活するために多様なニーズに対応した必要な介護サービスが準備され、サービスを利用するにあたっては、選択肢が用意されています。
- ❁ 医療と介護の両方が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療機関、介護事業者、行政等関係者の連携による切れ目ない在宅医療と介護が一体的に提供されています。
- ❁ 住まいについての相談先の充実や、高齢者に配慮したサービス付き高齢者向け住宅等の供給、住宅の改善等により、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者が、住み慣れた家庭や地域で暮らし続けられる住環境が整っています。

施策の取組

施策1 在宅生活支援体制の確立

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるため、身近な相談窓口を充実させるとともに、地域住民の協力のもと、地域の実情に応じた見守り・支え合い活動や、生活支援・介護予防支援を充実させます。

取組1 生活支援の体制づくりの促進

取組2 高齢者福祉サービスの充実

取組3 安心・安全対策、災害・感染症対策に係る体制整備

取組4 地域包括支援センターの適正な運営

施策2 高齢者が活躍できる場づくり

高齢者が、生きがいをもっていきいきと暮らしていけるように、さまざまな活動に参加できる機会を充実させるとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるように支援します。

取組1 伯耆しあわせの郷事業の実施

取組2 老人クラブ活動への支援

取組3 身近な通いの場・サロン活動の促進

取組4 高齢者の就労的活動の支援

取組5 ボランティア活動の促進

施策3 健康寿命延伸に向けた介護予防の充実

高齢者が健やかに自分らしく暮らせることを目指して、フレイル対策をはじめとする介護予防の啓発と、介護予防に取り組める場の拡充、自立支援・重度化防止の取組を進めます。

取組1 高齢者の健康づくりの推進

取組2 介護予防の意識啓発・
広報と機会拡充

取組3 介護予防の機能強化

取組4 軽度認定者への自立支援・
重度化防止に資する取組

施策4 認知症との共生と予防

令和5年6月に成立した認知症基本法では、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある共生社会の実現を推進することとしています。

認知症があっても、高齢者が尊厳を保ちながら希望を持って自分らしく生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができる「共生」と認知症の発症や発症後の進行を緩やかにする「予防」を両輪とし、関係機関や地域住民等を含めた総合的な対策を進めます。

取組1 認知症への正しい理解の促進

取組2 共生と予防の促進（見守り・支援）

取組3 共生と予防の促進（社会参加・家族介護
支援の強化、若年性認知症への支援）

取組4 共生と予防の促進（予防）

施策5 成年後見制度の利用促進と権利擁護の充実

認知症等により判断能力が低下しても、高齢者本人の意思や希望が尊重され、それを適切に反映する身上監護と財産管理を支援する成年後見制度の利用を促進するとともに、個々の特性に応じた意思決定能力への配慮を踏まえた権利擁護の取組を推進します。

取組1 成年後見制度の利用促進

取組2 高齢者虐待の防止

取組3 消費者被害防止ネットワークの体制づくり

施策6

高齢者のニーズに適した住まいの確保

高齢者が、住み慣れた地域において、高齢者の状態にあった住まいを安定的に確保でき、必要なニーズに対応したサービスを利用できる環境づくりを進めます。

取組1

身元保証・家賃補助に係る支援

取組2

円滑な賃貸借のための貸主側への支援

取組3

高齢者居住環境整備事業・住宅改修の適正利用の促進

取組4

要介護高齢者の状態に対応した住まいの確保

施策7

医療と介護の連携推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、包括的かつ継続的な、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目指し、医療機関と介護事業所の関係者の連携を推進します。

地域における現状の社会資源を正確に把握し、住民のニーズに基づき、地域の目指すべき姿はどのようなものかを考え、医療・介護関係者との協働・連携を円滑に進めることで、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を推進します。

在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療の場面を生かしつつ、さらに、入院時から退院後の生活を見据えた取組ができるよう、高齢者のライフサイクルを意識した上で、医療と介護が主に共通する4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）を意識して取組みます。

取組1

医療・介護の地域資源の把握と課題の抽出

取組2

在宅医療・介護関係者に関する相談支援と地域住民への普及・啓発

取組3

医療・介護関係者の情報共有・連携支援

施策8

介護保険制度の持続可能な運営

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めるため、「介護給付の適正化」に取り組むことで、持続可能な介護保険制度の運営に資するものです。

これまで取組んできた給付適正化主要5事業について、費用対効果を見込みづらい「介護給付費通知」を任意事業として位置づけるとともに、実施の効率化を図るため「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」を親和性の高い「ケアプラン点検」に統合し、これに「要介護認定の適正化」、「医療情報との突合・縦覧点検」を合わせた3事業を給付適正化主要事業として取組みます。

介護が必要になったときには、安心して必要なサービスが利用できるよう、サービスの質の確保・向上に取り組めます。

取組1

介護サービスの基盤整備

取組2

介護サービスの質の向上

取組3

介護給付適正化事業

第1号被保険者の保険料について

第1号被保険者の負担能力に応じた保険料とするため、保険料を負担する額を所得に応じて15段階に細分化しています。第9期計画も同様の所得段階とします。

第9期(R6~8)の介護保険料(所得段階別)

所得段階	保険料率	対象となる人	年額(円)
第1段階 (※)	0.455 (0.285)	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	34,800 (21,800)
第2段階 (※)	0.685 (0.485)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	52,500 (37,100)
第3段階 (※)	0.69 (0.685)	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円超	52,900 (52,500)
第4段階	0.82	本人が住民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下(同世帯に住民税課税者がいる)	62,900
第5段階	1.0 (基準額)	本人が住民税非課税で、課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円超(同世帯に住民税課税者がいる)	76,700
第6段階	1.125	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満	86,300
第7段階	1.20	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上160万円未満	92,000
第8段階	1.25	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が160万円以上210万円未満	95,800
第9段階	1.45	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	111,200
第10段階	1.65	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満	126,500
第11段階	1.85	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満	141,900
第12段階	2.10	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満	161,100
第13段階	2.35	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満	180,200
第14段階	2.50	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が720万円以上820万円未満	191,700
第15段階	2.60	本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が820万円以上	199,400

※ () 内は、平成27年度から公費負担により実施する保険料軽減措置後の料率および保険料。100円未満切り捨て。

倉吉市地域包括ケア推進計画

(第9期倉吉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)《概要版》

発行: 倉吉市役所 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1
 主管: 健康福祉部 長寿社会課 電話: 0858-22-7851

